

○浅野博文議員 公明党の浅野博文です。

質問通告に従って、障がい福祉サービスについて質問いたします。

初めに、障がい者の居住支援についてお聞きします。

令和3年度からスタートした第11次鳥取市総合計画は、誰もが自分らしく暮らし続けることができる、持続可能な地域共生のまちを目標に掲げ、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちづくりを目指して策定されています。また、第6期鳥取市障がい福祉計画では、相談支援事業の充実・強化と、就労及び就労定着への支援を重点施策とし、令和3年度から令和5年度までの障がい福祉サービスや相談支援の提供見込量を推計するとともに、見込量確保のための方策や地域生活支援事業の提供体制を定めています。そして、この中には第5期鳥取市障がい福祉計画の実施状況で、地域移行者数は令和2年度目標値34人に対して実績見込みが28人と、目標値を達成できておらず、要因として、地域移行の受皿となるグループホーム等の地域資源が少ないこと及び施設整備も遅れていることが挙げられています。また、施設入居者の重度化、高齢化が進み、地域生活への移行が困難な入居者が増加していることが要因となっていると記述されています。

第6期鳥取市障がい福祉計画では、共同生活援助、グループホームの月平均利用者数の見込量が、令和3年度234人、令和4年度237人、令和5年度240人となっています。令和3年度の現状を踏まえて、今後の見込量確保のためにどのような方策を考えているのか、お伺いします。

以上で登壇での質問を終わります。

○深澤義彦市長 公明党の浅野議員の御質問にお答えいたします。

障がい福祉サービスについてということで、まず、第6期の障がい福祉計画で令和3年度から令和5年度までのグループホームの1か月当たりの利用者数の見込量を示しているが、この見込量を確保するためにどのような方策を考えているのかと、このようなお尋ねをいただきました。お答えをさせていただきます。

グループホームは、住み慣れた地域における生活の場を確保いたしますとともに、入所施設や病院から地域生活への移行に対応するための受皿として、今後も利用が増加していくものと見込んでおります。見込量確保のための方策といたしましては、国の社会福祉施設等施設整備費補助金を活用して施設整備を促進しております、令和2年度

新設分を含め、令和3年度にも定員5人のグループホームを新設しておりますことから、利用定員数は10人増加する見込みであります。また、令和元年度から鳥取県と連携いたしまして、公営住宅を活用したグループホーム事業にも取り組んでおりまして、令和3年度に1件、利用希望事業者がございました。計画上の見込量は達成できる予定であります。今後もニーズを満たすことができるように環境整備を進めてまいりたいと考えております。

○浅野博文議員 第6期鳥取市障がい福祉計画には、障がいのある人が地域で安心して生活していくための受皿として居住系サービスのさらなる充実が必要であり、家族から自立して地域で生活していくためや、入所施設や精神科病院からの地域移行を進めていくためには、自立生活援助を活用した支援とともに、グループホームなどの住まいの場の確保が必要であると明記されています。私も、障がいのある人にとって希望する地域生活が実現できるように、住まいの場をさらに拡充していくことが重要であると考えます。しかしながら、市民の方から、グループホームの待機者がかなり多く、なかなか利用できないと聞いています。このグループホーム待機者の現状についてお伺いします。

○竹間恭子福祉部長 お答えいたします。

グループホームの空き状況と待機状況は、本市の公式ホームページ上でも公表させていただいております。令和4年1月末現在、鳥取県東部圏域にある67のグループホームの空きは24人分、待機者数は56人となっております。待機者のうち、1人で複数の施設を申し込んでおられる方、また、順番が来てももう少し現状で頑張りたいという方もおられまして、実際の待機者の実数はこれよりも少ないものだと思っております。また、本人にとって立地場所や周辺環境がいい場所を希望される方や、特定の施設しか希望されない方もあるため、待機期間が長期化している方もあるようでございます。

○浅野博文議員 今、御答弁いただきましたが、特に精神障がい者対応のグループホームの待機者が多いように思います。待機者を解消するために今後どのように取り組んでいくのか、本市のお考えをお伺いします。

○深澤義彦市長 お答えいたします。

入所施設や精神科病院に入所・入院しておられます方の地域移行を進めていくことは、誰もが地域の一員として安心して暮らすことのできる地域共生社会を目指す上で非常に重要なことと考えております。その受皿となるグループホームの整備を今後も進めてまいりますとともに、夜間管理世話人の配置促進など、利用者の多様なニーズに応えた運営面での支援も継続して取り組んでまいりたいと考えております。また、グループホームがつの住みかということではなく、グループホームでの支援を受けながら一人暮らしを送ることができる力が身についた方の在宅への移行も進めまして、グループホームにも空きができるように、関係機関とも連携して取り組んでまいりたいと考えております。

○浅野博文議員 次に、障がい者の就労支援についてお聞きします。

第6期鳥取市障がい福祉計画には「障がいのある人が自立し、生きがいを持って生活していくためには経済的な充足も重要です。障害福祉サービスの就労継続支援事業所では、単に利用者が通所して時間を過ごすだけでなく、それぞれに適した作業内容が適切に行われているか、賃金（工賃）に結び付いているかどうかなど、事業所の自主的で質の高いサービス提供体制が整うよう、先進事例の紹介や個別指導等により着実に進めていきます」とあります。工賃のアップには受注を増やして生産活動収入を増やす必要があり、その支援として、行政の障がい者就労施設等からの物品等の調達を推進することはとても重要な取組であると考えます。本市の障がい者就労施設等からの優先調達の取組状況についてお伺いします。

○竹間恭子福祉部長 お答えいたします。

本市では、障がい者就労施設で働く障がい者等の経済的自立、就労機会の確保のため、障がい者就労施設等から物品等を調達する、いわゆる優先調達を平成20年度から全庁で行っているところであります。毎年度、優先調達の推進を図るための方針を定めておりまして、本年度の調達目標額は1,457万9,041円としております。なお、令和2年度の実績は2,016万2,243円で、主な調達品目は、庁舎の清掃業務、コロナ対策用マスクの購入、議事録等のテープ起こしとなっております。

○浅野博文議員 今御答弁いただきましたけれども、毎年度、本市の各部署ごとの調達目標額と実績を公表されています。単に公表するだけでなく、しっかり評価しながら、次年度の具体的な取組を掲げることが重要であると考えます。さらに、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上げや工賃が下がっている事業所も多いようですので、引き続き、新たな業務の発注等も含め、積極的な優先調達を強く要望します。

ところで、生産活動がアップして工賃がアップすることはとてもよいことですが、利用者一人一人の個性に合わせた、寄り添った就労環境も重要であると考えます。市長のお考えをお伺いします。

○深澤義彦市長 お答えいたします。

就労継続支援は、一般企業などでの就労が困難であるものの、支援があれば就労できる方に対して就労継続を支援するサービスでありまして、事業者と利用者の中で雇用契約を結ぶ就労継続支援A型と、非雇用型の就労継続支援B型の2つのタイプの中から、利用者の生産活動に係る知識・能力等に合わせて選ぶことができることとなっております。このうちB型につきましては、利用者のニーズや体調に合わせて比較的自由に働くことができ、毎日通所することが困難で週に数回だけ通所される方や、また二、三時間だけ働かれる方もいらっしゃるのが現状でございます。経済的にも自立した生活を送るために工賃のアップは重要であります。利用者一人一人の個性に合わせて、安心して通所ができるよう、寄り添った支援を行うことも重要であると考えております。

○浅野博文議員 次に、令和3年の報酬改定では、就労継続支援B型の基本報酬等の見直しがありました。どのような見直しであったのか、そして、本市の状況はどうなっているのか、お伺いいたします。

○竹間恭子福祉部長 お答えします。

就労継続支援B型の基本報酬の見直し前は、高い工賃を実現している事業所を評価するような平均工賃月額に応じた報酬体系しかございませんでした。見直し後については、この報酬体系に加え、利用者の就労や生産活動等への地域住民との協働、これをもって一律に評価する報酬体系が新設され、どちらかの報酬体系を事業所が選択することとなりました。本市におきましては、新設の報酬体系を選択した事業

所は、55 事業所あるうちの 1 事業所にとどまっております。

○浅野博文議員 今お答えしていただきましたが、利用者の就労や生産活動等への参加等をもって一律に評価する報酬体系を選択する事業所がほとんどなかったようです。その理由をどのようにお考えなのか、お伺いします。

○竹間恭子福祉部長 お答えいたします。

今回新設された報酬体系を選択する事業所が少なかったのは、就労継続支援B型の事業所として工賃向上へ取り組むことが利用者の自立支援につながるものと考えた事業所が多いためと判断しております。なお、利用者が就労を通じて地域での活躍の場を広げる取組として、地域や地域住民と協働する制度の趣旨につきましては、引き続き集団指導等で説明していきたいと考えております。

○浅野博文議員 お考えをお聞きしました。

第6期鳥取市障がい福祉計画には、事業所の自主的で質の高いサービス提供体制が整うよう、先進事例の紹介や個別指導等により着実に進めていくとありました。先ほど話がありました地域協働加算の適切な取組例として、工賃のアップや就労としての居場所づくりが期待されている農福連携による施設外での生産活動が挙げられます。

ここで、高知県安芸市について紹介したいと思います。高知県は冬春ナスの全国1位の収穫量があり、県の主な作物収穫量の割合でも全体の72%を占めています。その中でも安芸市は県内1位の冬春ナスの産地です。また、安芸市の業種別割合でも、全体の25%が農業就業者となっています。また、高知県は人口10万人当たりの自殺死亡率が高く、常に全国の上位にいました。平成23年には高知県の中で安芸市が最も自殺率が高かったようです。この安芸市での農福連携の始まりは、自殺予防の取組から始まりました。具体的には平成26年に、10年間引き籠もっていて、生活困窮で所持金がゼロ円、道に生えているカラスノエンドウを食べて飢えをしのいでいた30代男性と出会って、安芸市の保健師と社会福祉協議会の職員が農園につないだことが農福の連携の始まりだったとのことです。今では、障がい者の就労先の確保や定着支援には官民の組織を超えた連携も進み、令和3年7月現在で受入れ可能農家は32か所、91名が就労しています。さらには、農福連携の取組は林業、水産業、特別支援学校、病院、触法者、

高齢者等との幅広い連携に大きく広がっています。

以上、少し紹介させていただきましたが、高知県安芸市のこうした安芸版農福連携ケアシステム等の先進事例を参考にして、本市も障がい者就労支援における質の高いサービス提供体制を整えるべきと考えます。市長はどのように考えられているのか、お尋ねいたします。

○深澤義彦市長 お答えいたします。

障がい福祉サービス事業所が提供されるサービスの質を向上させていくことは、利用者が利用されたい施設を選択され、また長く施設を利用していただく上で大変重要なことと考えております。先ほど御紹介いただきました高知県安芸市の農福連携の取組事例は、様々な組織や機関が連携され、農家の人手不足解消や障がい者の社会参加の促進、また、生きづらさを抱えておられる方のための居場所の確保などに取り組みされる先進事例として大変参考になる、そのような事例であると思います。こうした事例をはじめ全国の先進的な取組事例を鳥取市地域自立支援協議会の就労支援部会などで紹介して研究するなど、今後もサービスの質の向上に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○浅野博文議員 次に、障がい福祉サービス等の利用者が多様化するとともに、障がい福祉サービス等を提供する事業者が増加する中で、利用者の個々のニーズに応じた良質なサービスを維持して提供することが重要です。そのためには、サービス管理責任者を含む職員の資質向上や人材育成が必要と考えます。本市はどのような取組をされているのか、お伺いします。

○竹間恭子福祉部長 お答えいたします。

サービス管理責任者は、個別支援計画作成、サービス提供管理、職員への指導助言などを業務としており、事業所におけるサービス提供や質の確保について、非常に重要な役割を担っておられます。このため、サービス管理責任者には、実務経験要件のほか研修修了要件も必要とされていますが、令和元年度からは基礎研修のほか実践研修、5年ごとの更新研修も必要になるなど、一層の質の確保や向上に向けた制度変更が行われたところであります。これらの研修をはじめ、県の地域生活支援事業として、障がい福祉サービスの従事者を対象とした各種の専門研修が実施されており、それぞれ受講いただいております。

す。本市におきましても、監査や指導の実施はもちろん、地域自立支援協議会の部会等において事例検討や研修を実施することによりサービスの質の確保・向上に努めてまいります。

○浅野博文議員 障がい福祉人材の確保・育成に向けては、処遇改善加算の取得等の取組を一層進める必要があると考えます。本市の取得の状況と具体的な取組をお伺いいたします。

○竹間恭子福祉部長 お答えいたします。

令和4年2月1日時点で就労継続支援B型事業所55事業所のうちキャリアパス等の処遇改善加算を行っている事業所は32事業所の58.2%、主に実務経験者等に対する特定処遇改善加算を行っている事業所は17事業所の30.9%でありました。今後も引き続き、取得率を上げるために、集団指導の中で取得に向けた指導をしてまいりたいと考えております。

○浅野博文議員 今、福祉部長からも答弁いただきましたけれども、今後も福祉職員の処遇改善が進むよう、事業所への働きかけに努めていただきたいと思っております。

第6期鳥取市障がい福祉計画には、障がいのある人が日中を過ごす日中活動系サービスについては、サービスによっては体制整備を図る必要があります。就労継続支援B型については事業所数が増加しており、飽和状態にあると明言されています。また、本市では総量規制に関するアンケートを実施されたと聞いております。このアンケートの目的とアンケート結果についてお伺いいたします。

○竹間恭子福祉部長 お答えいたします。

令和元年度鳥取県地域自立支援協議会就労支援部会において、就労継続支援B型事業所の飽和状態についてが議論され、鳥取県西部圏域の米子市、境港市における就労継続支援B型の指定について、令和2年10月より試行的に総量規制が実施されることとなりました。また、この同部会で、東部圏域においてはサービス需要見込量を上回る提供体制が整備されているとの報告がなされましたが、その実施把握のために令和3年4月に東部圏域の事業所に対してアンケートを実施したものであります。

アンケートは、東部圏域68か所の就労継続支援B型事業所のうち

49 か所から回答がありまして、定員を満たしている事業所が 20 事業所、定員割れをしている事業所が 29 事業所となっており、そのうち総量規制について調整が必要と回答した市内の事業所は、定員を満たしている事業所が 64.7%、定員割れしている事業所が 70.8%という結果でございました。

○浅野博文議員 今御答弁いただきました。

私は、事業所の方から、現在多くの就労継続支援B型事業所は定員割れしているのに行政はどんどん指定をしているとの御意見をいただいております。米子市などの西部圏域では令和2年10月から総量規制を実施されておりますが、市長はどのように認識されておられるのか、また、今後本市の総量規制についてはどのように考えておられるのか、お伺いいたします。

○深澤義彦市長 お答えいたします。

この問題であります。事業所側に立ちますと、総量規制により事業所数が抑えられれば定員割れする事業所が減るといったメリットがあります。また一方で、新規の参入ができなくなるといったデメリットがあります。また、利用者側に立ちますと、事業所数は多いほうが自分に合った事業所を選択しやすくなると考えられますことから、なかなかこれは判断が難しい、そのような問題であると考えております。

先ほど御紹介いただきましたように、現在、西部圏域で試行的に実施中の総量規制についての試行期間は今年度末までに延長となっておりますため、本市におきましては、この西部圏域での試行におきましての検証結果も踏まえて慎重に判断してまいりたいと考えております。

○浅野博文議員 今、市長から答弁がありましたけれども、この件については、事業者の立場、また利用者の立場があり、両者のバランスを判断するのはなかなか難しいことと考えますが、本市の障がい福祉サービスの向上が図られるよう、判断をしっかりとっていただきたいと思っております。

次に、相談支援体制の充実・強化についてお聞きします。

第6期鳥取市障がい福祉計画には、平成30年度から令和2年度までの第5期鳥取市障がい福祉計画の中で、障がい者相談支援事業の実



績見込みは見込量を上回っています。また、相談件数も増加傾向にありますと書かれています。本市の実態はどうか、お伺いいたします。

○竹間恭子福祉部長 お答えいたします。

指定相談支援事業所で受けました一般相談件数は、平成30年度の3万8,377件をピークに近年は若干下がっておりまして、令和2年度は3万5,735件となっております。これは、令和元年度以降については相談件数から個別支援計画の相談に関するものを除外する集計方法の変更を行ったことと、令和2年度においては新型コロナウイルス感染症の影響により訪問や来所の相談が減少したことが影響しているものと考えられます。また、障がい者を取り巻く環境は近年、複雑化、多様化しており、対応が難しい案件やより高度な専門性を必要とする相談も増えてきていると伺っております。

○浅野博文議員 御答弁いただいたとおり、今後ますます相談支援体制の充実・強化が重要であると考えます。本市の具体的な取組状況についてお伺いいたします。

○竹間恭子福祉部長 お答えいたします。

相談支援体制については、令和2年度に委託による相談支援事業所を2か所増やして8か所に、また相談支援専門員を3名増やして20名とし、体制の拡充を図っているところであります。今後も鳥取市地域自立支援協議会等との連携を図りながら、地域の相談支援事業の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを柱に、委託相談支援事業所や指定特定相談支援事業所でそれぞれの役割をしっかりと果たし、相談支援体制の充実・強化を目指したいと考えております。このほか、令和元年7月から精神障がい者相談員を新規で2名委嘱しており、身体障がい者相談員、知的障がい者相談員と合わせて24人体制で、当事者に近い立場で相談業務に当たっていただいております。

○浅野博文議員 私は、障がいのある方に関係した様々な市民相談をいただいております。そこでは、本人のみならず世帯全体や他の家族も含めた重層的な支援が求められています。また、8050問題に象徴されるような、親亡き後の支援体制も課題となっております。このよ

うな課題に対して本市は相談支援体制の充実・強化に今後どのように取り組んでいかれるのか、市長のお考えをお伺いします。

○深澤義彦市長 お答えいたします。

本市におきましては、障がい者の重度化、高齢化や親亡き後に備え、令和3年1月から地域生活支援拠点等整備事業に取り組んでおりまして、様々な支援を切れ目なく提供できる体制を構築することを目指して、24時間の相談対応や緊急時の受入れ体制の整備のための準備・調整を進めているところであります。また、相談機関相互の連携を一層密にし、重層的支援体制整備事業との連携強化を図ることで、地域の皆さんの力もお借りしながら、潜在的な福祉課題を抱えておられます方を早期に発見して、必要な支援が行き届くように進めてまいりたいと考えております。

○浅野博文議員 今、市長から御答弁いただきましたけれども、最後に、障がいのある方に障がい福祉サービスが十分に行き渡ることを強く要望して、私の質問を終わります。